

発達障害児をめぐる理美容に関する研究

—美容室ピースオブヘアーの取り組みに焦点を当てて—

南 多恵子
赤 松 隆 滋¹

I. はじめに

理美容の歴史は古い。我が国では古くは髪結床として女性の髪結や男性の丁髷（ちょんまげ）などを結っており、明治4年8月9日に発布されたいわゆる「断髪令」より「近代理容業」として生まれ変わった。現在では、361,344か所の理美容店があるとされ²、暮らしに密着した施設の1つとしてすっかり定着している。理美容には髪を清潔に保つという衛生上の目的以外に、身だしなみを整え、おしゃれの一環として様々な髪形を楽しむ意味もある。それゆえ、QOL（生活の質）を高めるための重要な時間であるともいえる。

そして、子ども専用の美容室も増えている昨今では、大人のみならず子どものカットは保護者にとって大きな関心事項といえる。これには障害の有無も関係ない。子どもであっても、保護者も本人も、かっこいい、かわいい髪形にしたいというニーズはごく普通に持っている。そもそも、障害があっても、成長とともに社会生活を送るのに適した身だしなみは求められる。そこで、子どもの頃から美容室でカットしたいということは、当たり前の生活ニーズなのである。

ここに、発達障害児³の生活上の困難の1つとして理美容が現れる。地域には、ごく当たり前に多くの理美容店があるが、中には理美容店に行かず、成長してからも保護者が切っている家族が多々みられるという。中には、暴れる子どもを押さえつけて切る、寝静まってから切れる場所だけ切るというような方法で対処している保護者もいるといわれている。子どもであれば、このような形で髪を切られることは苦痛を増幅させることにつながり、理美容店に行く機会なく子ども時代を過ごしてしまうことで、成人してからも行けないままになってしまいうリスクがある。このような将来的な不安があるとはいえ、実際には、発達障害児の散髪（以下、本稿では「カット」とする）が可能な店

は非常に少ないのが現状だ。人を傷つける可能性のある道具を使う理美容師からすれば、じっと椅子に座ってられない子どものカットは危険であり、一方で、幼い頃に怖い思いをしてカットされた子どもは、店で切ることを怖がり、決して入ろうとしなくなる。関係者双方の思いが見事にすれ違い、“障害児のカットは理美容店では難しい”という見解が固定してしまったのではないかと。また、特に幼少期であれば、前述のように保護者が自宅でカットをすることも可能なため、ニーズとして抱えながらも、顕在化してこなかった経緯があるのではないだろうか。

このような現状に対し、ある保護者のニーズを受け止めたことをきっかけに、発達障害児のカットに対応し続ける美容室「ピースオブヘアー」（代表：赤松隆滋、京都市伏見区）がある。ピースオブヘアーでは、発達障害児のカットを「スマイルカット」と名付けて事業化し、過去3年間で457件もの依頼を受け付け、カットに取り組んできた。同店でも、開始時からスムーズにカットはできなかった。しかし、現在では約8割は成功するまでになり、その実践は、それまで“できないもの”と思い込んでいた壁を打破し、本当は“できる”ものであったと語っている。同店のような実践は理美容業界においては希少なもので、顧客は伏見区以外の遠方からもやってくる。実はニーズが高かったにも拘らず、身近に受け入れてくれる理美容店が見つからなかったという証であろう。

そこで本稿では、同店の実践を軸にしながら、発達障害児の理美容を多くの理美容店で可能にしていくためには何が必要なのかを考察する。第1に、子どもや保護者に理美容のニーズがないのではなく、「発達障害児を受け入れる理美容店の少なさ（様々な理由からカットを拒否する）」が要因の1つと仮定して、なぜ、拒否するのか、その原因を探してみたい。第2に、ピースオブヘアーの実践事例「スマイルカット」を取り上

げて、カットのプロセスをたどり、今後、より多くの理美容師が障害児のカットに携わるための提言を試みたい。

なお、美容室と理髪店は、ほぼ同内容の活動をしているが、法律上は異なる。理髪店が営む理容とは『頭髪の刈込、顔そり等の方法により容姿を整えること』（理容師法第1条の2第1項）、美容室が営む「美容」とは、『パーマメントウェーブ、結髪化粧等の方法により、容姿を美しくすること』（美容師法第2条第1項）と定義されている。勤務する店員が有する資格も理容師、美容師の2種類あり、いずれも有している場合もあるという。本稿では両方を指すときは「理美容店」、「理美容師」と表し、いずれかを指す場合は、「理髪店」、「美容室」、「理容師」、「美容師」と明記する。

II. 理美容師側からみた発達障害児へのカットの困難性について

1. 研究方法

(1) 調査対象と方法

調査は、共著者であるピースオブヘアー代表赤松が講師を務めた理美容師対象の講座参加者の全面的な協力のもと実施した。無記名自記式調査票を会場で手渡しし、その場で回収した。対象者への倫理的配慮として、質問紙に調査は任意、無記名で行い、個人が特定されないことを明記した。調査期間は、2014年6月17日、7月22日、9月9日の3日間である。その結果、83名から回答を得た（回収率は75%）。そのうち属性に対する回答が不明であった5名を除いた結果、最終的な分析対象者は78名となった。分析に用いるサンプルの概略は表1に示した。

表1 調査対象者の属性 (n=78)

		人数 (%)
年齢	20～29歳以下	20 (25.6)
	30～39歳以下	35 (44.8)
	40～49歳以下	20 (25.6)
	50～59歳以下	3 (0.4)
性別	男性	45 (57.6)
	女性	33 (42.4)
発達障害児への カット経験の有無	過去にしたことがある している	30 (38.4)
	したことがない	13 (16.6) 35 (45)
理美容歴	1年以上～3年未満	3 (0.4)
	3年以上～5年未満	9 (11.5)
	5年以上～10年未満	16 (20.5)
	10年以上	50 (64.0)

(2) 調査項目

調査項目の設定については、「発達障害児について」「発達障害児のカットに不安を感じる点について」「障害児のヘアカットができる美容師を増やしていくことについて」「障害児のカットに関する意見要望」の4つのカテゴリーを用意し、合計6つの設問で構成した。

2. 結果

「発達障害児について」については、「問1-1. 普段の暮らしの中で、発達障害児との接点がありますか」は図1に、「問1-2. 発達障害児へのイメージはどのようなものですか」は図2という結果であった。

「問2. 発達障害児のカットに不安を感じる点について」は図3に、「問3. 障害児のカットができる美容師を増やしていくことについて」については図4に、「問4. 障害児のカットに関する意見要望」は表5に示した。

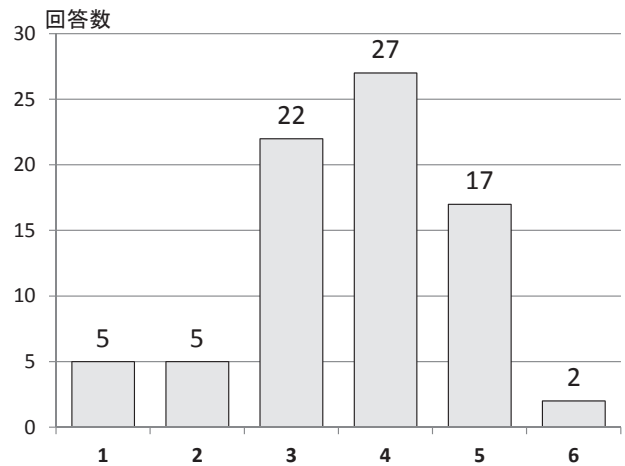


図1 普段の暮らしの中で、発達障害児との接点の有無

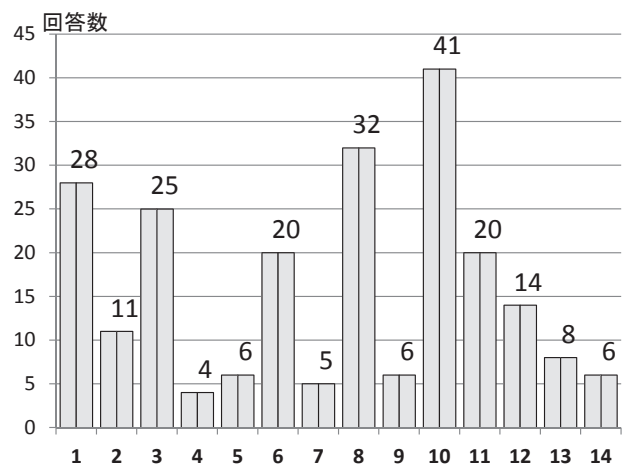


図2 発達障害児へのイメージ（複数回答可）

表2 問1質問項目一覧

	問1	
	普段の暮らしの中で、 発達障害児との接点	発達障害児への イメージ
	1	2
	1~6	1~15
1	日常的にある	よくわからない
2	月に何度もある	かわいい
3	年に数回程度はある	素直
4	これまでに数えるほど しかない	おとなしい
5	まったくない	静か
6	その他	笑顔がいい
7	-	怖い
8	-	暴れることがある
9	-	うるさい
10	-	動き回る
11	-	知的障害がある
12	-	最近、言葉はよく耳にする
13	-	言葉が通じない
14	-	その他

問1の質問項目は表2のとおりである。問1-1(図1)で、普段の暮らしの中で、発達障害児との接点の頻度を質問している。もっとも多いのは「これまでに数えるほどしかない」の27名で、次に「年に数回程度はある」の22名、「まったくない」が17名であった。日常的、あるいは月に何度もある人は各5名しかいない。その他の2名は、「障害についての分類はわかりませんが、ぼくは病院内で仕事していますが、細かくわけないで、その人その人にあわせて接客しています」「弟が障害児です」という意見を述べている。問1-2(図2)では、発達障害児のイメージは「動き回る」が41名と最も多く、次いで32名の「暴れることがある」、28名の「よくわからない」、25名の「素直」と続いている。

問2(図3)では、発達障害児のカットに不安を感じる点について尋ねている。最も多いのは、「障害について知識がない」の45名で、次に「ハサミが当たると危険」の42名である。「障害児と普段接していないので、接し方がわからない」も35名いた。「障害児はじっとしてられない」「通常よりも長い時間がかかってしまう」も26名ずつあった。

問3(図4)では、障害児のカットができる美容師を増やしていくことについて、どのようにすればよいと考えるかを尋ねた。最も多いのは、「普段の暮らし

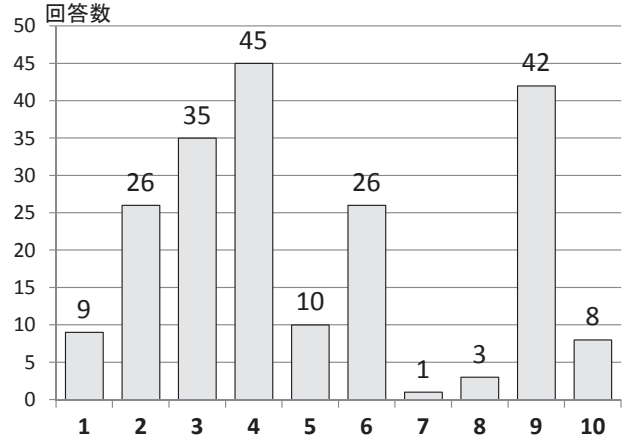


図3 カットするとき不安を感じる点 (複数回答可)

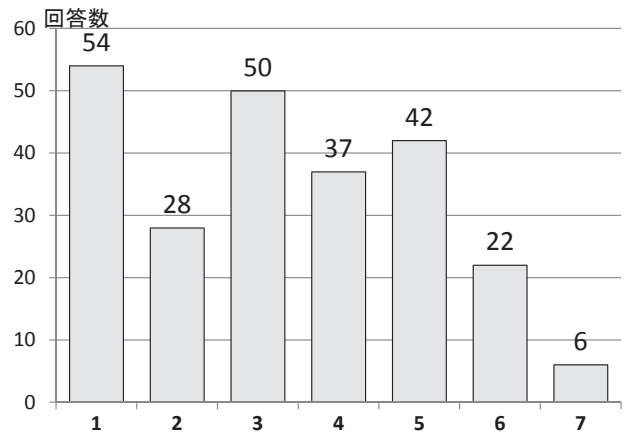


図4 美容師がもっと増えていくためには、どのような取り組みが必要か (複数回答可)

表3 問2質問項目一覧

	問2	
	カットするとき不安を感じる点	
	1~10	
1	言葉が通じない	
2	障害児はじっとしてられない	
3	障害児と普段接していないので、接し方がわからない	
4	障害について知識がない	
5	保護者の苦情があるのではないかと	
6	通常よりも長い時間がかかってしまう	
7	同僚の理解がない	
8	学校で習っていない	
9	ハサミが当たると危険	
10	その他	

の中で、障害児やその保護者と接する機会がもっと増えていくこと」の54名、次いで「例えばスマイルカットのような、経験者から学ぶ研修機会を増やす」の50名、「当事者、保護者の話が聞ける機会を設ける」

表4 問3質問項目一覧

問3	
美容師がもっと増えていくためには、どのような取り組みが必要か	
1～7	
1	普段の暮らしの中で、障害児やその保護者と接する機会がもっと増えていくこと
2	美容学校のカリキュラムに障害児のカットの科目を入れる
3	例えばスマイルカットのような、経験者から学ぶ研修機会を増やす
4	障害児のヘアカットの経験が実際に積める機会をつくる
5	当事者、保護者の話が聞ける機会を設ける
6	障害児が美容室に来て1度では切れないことが多いため、経営を支援するための助成制度をつくる
7	その他

の42名である。「美容学校のカリキュラムに障害児のカットの科目を入れる」は28名と、全体の半数の支持もなかった。

最後に、問4(表5)では、障害児のカットに関する意見要望を自由記述で尋ねた。主要な意見としては、「スマイルカットの講演をもっと広め啓発をすればよい」「スマイルカットが実際に行われている場面を見て学びたい」「美容師養成校の授業でも伝える」「美容師としてできることを考えたい、取り組んでいきたい」という決意「障害児、保護者との交流の場の必要性」などが挙げられている。

3. 考察

(1) 発達障害児について

図1からは、美容師の半数以上が、発達障害児をカットする経験を持っていることがわかる。しかし、頻度が高い人は少数であり、概して日頃の接点が少ないことがわかる。それが、発達障害児に対するイメージにも表れており、図2では「動き回る」「暴れる」といった一面的なイメージとして映ったり、想像することも難しいため「よくわからない」人も多かった。ここからは、まずは発達障害児や保護者と接する機会を設ける必要があることがわかる。しかし、それまで接点もきっかけもない理美容師と当事者がつながりあう場が何のコーディネーターもなくスムーズにできるとは言い難い。このような時、子ども達が利用する社会福祉施設や学校等の専門職がキーマンとして機能すれば、有効ではないだろうか。

(2) 発達障害児のカットに不安を感じる点について

図3からも、発達障害児に対する知識、経験がないが故に、「知識がない」「接し方がわからない」という

回答が多くを占めた。また、他に多い意見としては、ハサミがあたると危険というものがある。発達障害児のイメージには「動き回る」「暴れる」が多く、そのような中ハサミがあたれば当然事故に結びつく。それを不安に感じるのは当然ともいえる。そこを解決していくには、前項でも触れたように、発達障害児について知る機会を設けることと、椅子に一定時間座り、理美容師の施術を受けられるようになるためのアプローチの開発が必要なことがわかる。

(3) 障害児のカットができる美容師を増やしていくことについて

図4からは「障害児や保護者との交流機会を増やすこと」「スマイルカットのような経験者からの研修を増やすこと」との意見が全体の3分の2を占め、当事者との出会いの場、技術を教えてもらう場の不足が最初の難関であることが鮮明になった。こうした場を今後、どのように広げていくのか。理美容師側からの大きな投げかけでもある。

(4) その他

表5は自由記述で挙げられた意見である。概観すると、発達障害児や保護者の役に立ちたい、できるものならカットしたいという気持ちが伝わる言葉が多い。今回は、もともとスマイルカットの講演会を聴きにきた、いわば関心のある美容師層の集まりで、我が国の理美容師全体の声を代表するものではない。しかしながら、これまで業務と発達障害児のカットに距離があった参加者でも、講演を聴くことで、美容師ができることを真剣に考える姿が浮かんでくる。

保護者の意見には、「障害児のカットを拒否する理美容店が多い」という声があると聞く。だが、理美容師側の立ち位置からこの問題を捉えると、普段の接点

表5 障害児のカットに関する意見要望

理美容師と障害をもつ方、家族の方それぞれ、おたがいが安心して関われるように交流する機会があればいいと思います。
こんな取り組みや活動があれば良いのというより、障害をもつ子どもさんに特別意識をもたないことが大事だと思いました。
障害児に接する機会が増えること。もっと深く理解すること。
現在、障害児はどのようにヘアカットをしているのか、知りたい。
もっともっと発信して共感理解を得られるよう行動していきたいと思います。まずは自分が行動します！
学校などで講演をしたりしてもらえたら障害のある方に対する考え方や意識も変わるのかなと思います。今日は貴重なお話を聞くことができて、本当に良かったです。ありがとうございました。
活動にとっても興味があり、私自身美容師として少しでも関わっていきたい事ではありますが、実際どのようなことができるか、何から始められるか、あまりにもぼんやりすぎて、わからずにいました。今日の講習会をきっかけに自身で何ができるか考えていきたいです。ほぼ、マンツーマン営業スタイルをとってる仕事の中にどのように組み込んでいけるかもっと…。もっと更知りたいです。このような場が機会がもっと増えたらな、とも思います。
この取り組みや活動をしてる全国の方々の交流の場があると良いと思いました。かなり難しいかもしれませんが、誰もが知ることができる SNS から募集などの情報をもっとあると助かります。
このような活動を美容学校など、これから美容師をめざす学生に見せてあげられればいろんな意味でいいと思います。
切ってるところの見学。その後、実際にカット。あぶくないハサミがあればいいな。
実際にやっているところを見てみたい。
まだカットできないアシスタントでも関われる活動とかあったらいいかなと思いました。
普段生活していると障害児や保護者の方とも接する機会がないので、今回このようなイベントに参加させていただき考え方が変わりました。ありがとうございました。
実際のスマイルカットの現場を見てみたい。
私の母校では、専攻科という科で、ボランティアで認知症のおじいちゃん、おばあちゃんのカットをしていました。重度になると大変な方もいて、今回のようなお話は状況は違うけど、とても共感もできて、すごいとても考えさせられました。私になにかできるかっていうと、何もまだまだできないですが、普段の生活の中でも友人や知人に話しながら、いろんな人がこういう活動を知ってる存在になってほしいと思います！ありがとうございました。
本日はとても勉強になりました。世の中で心を痛めている方の役に立てればここ最近ずっと探していたところに、今回のお話をいただき、感謝です。自分がやってきた美容でお役に立てることがあるのだと嬉しくなりました。これから自分がどうお役に立てるか具体的にできればと思っています。
まず、自分からもっと発信して、受け入れること、やってみます。
アンケートでも構わないので、障害児の親御さんの意見や要望等知れたらいいなと思います。
障害児だけではなく、大人になった人のスマイルカットもやってほしい。というか、そっちも勉強してみたい。
実際に取り組んでいる現場の見学。
障害をもつ親たちの話を直に聞ける場を作る（美容に対しての悩みだけでなく）
障害者施設などへの現場訪問。
私のママ友を通じて、身体の障害、精神の障害を抱えている親たちの話をいろいろ聞いて、何かきっかけがあれば可能性が広がるんだろうなと思いつつ、自分にできることがぼやーっとしていましたが、今日の話で、すごくたくさんのアイデアや例を見せていただいたので、早速チャレンジしたいと思います。
障害児のカットが当たり前になるには、学校の授業レベルで触れていく必要があると思います。もともと知識があって接するのとなんとは、やっぱり違うと思います。いずれ、こういったことも福祉の一環として授業に組み込まれていけばと思います。
障害児の親子さんとの交流の場。誰でもカットできる、カットする場所があれば。
本日はありがとうございました。改めて気づかされることが多く、参考になりました。
スマイルカットの活動をご存じない方々へ周知させていくことが必要ですね。美容業界以外にも波及していったらとても素晴らしいと思います。当たり前にしていくには、美容師さん達がとにかく発信し続けることだと改めて痛感しました。正直、発信することへの自信のなさはあります。でも、そんなことと引き換えに困っている方々を見過ごせません。他人事でもありませんし、行動します。
1歩前へ行くために、理美容師さん達がお父さん、お母さんへという1歩もあります。僕達、理美容師がスマイルカットをやっていますという手を挙げる1歩が出せない人もたくさんいるだろうと自分もその1人だと思います。ヘアードネーションのように窓口があるほうがいいのか、研修場所があるほうがいいのか、こういった講習でも1歩出せる人もいると思うので、やっぱり後継者なのか…。1歩踏みだせない自分です…。
サロンの営業の中で障害児のカットをしたり見た事がないので、実際にやっているところを見れる機会があればいいなと思います。
実際に一緒にやる機会があったりしてもいい。
講演を聞いて、実際に少しずつ子どもたちと関わりながらカットへのアプローチ（教えていただいたことをやりながら）を続けていくのがいいと思いますが、スマイルカットに取り組んでいる美容師さん（これから取り組むという人も）同志の交流の場、また美容師さんと障害児のママさん達との交流の場がもっと増えれば、いろんな話聞いたり、ママさんが子ども連れてきてくれて、接する機会が増えて、もっと発達障害のことがわかっていいなと思いました。
スマイルカットの実際の場、スマイルカットの講習会などに見学に行かせていただける機会がたくさんほしい。必要だと思います。
実際の現場の経験は大切だと思いますので、全国の各地で有志の理美容師のコミュニティが育ち、施設などでの取り組み、社会での取り組みが早くに認知されていけることを望んでおります。
デザイン等優先になりがちですが、学校の授業等、早い段階で理美容師的にホスピタリティについて触れる機会、入り口があればいいと思います。

の乏しさや理解する機会の不足、椅子にじっと座って
いられない子どもへの対処方法がわからない等、カット
を実現するまでの困難性が見えてくる。

一方、「実際の現場の経験は大切だと思いますので、
全国の各地で有志の理美容師のコミュニティが育ち、
施設などでの取り組み、社会での取り組みが早くに認
知されていけることを望んでおります」というように、
今後の展開を描こうという建設的な意見も寄せられて
いる。実際に、全国に理美容師のコミュニティが生まれ、
その取り組みが社会的に認知され、障害の有無に
拘らずカットが利用できるような社会になれば素晴らしい。
その萌芽になるのではないかと、という実践が、
本稿で取り上げるピースオブヘアースマイルカット
なのである。次章では、その事例を紹介していきたい。

Ⅲ. ピースオブヘアースマイルカット」の活動

1. ピースオブヘアースマイルカットの概要

ピースオブヘアースマイルカットは、2005年に開店した京都市伏見区に店舗を構える美容室である。カットやパーマなど、通常のカットメニュー以外に、高齢や認知症、病氣や障害などにより理美容店に行くことができない人を対象として、自宅や施設・病院までシャンプー・カット・ブロー・顔剃り・カラー・パーマなどの理美容サービスを届ける「訪問カットピース」(以下、訪問カット)、地域貢献の一環として「ママにもできる！チャイルドカット」と称した子どもの前髪カット講座(以下、チャイルドカット講座)、そして、理美容店に行けない発達障害児を対象とした「スマイルカット」(以下、スマイルカット)という取り組みも行っている。

同店では、もともと2008年より訪問カット、2009年よりチャイルドカット講座をスタートし、高齢者や子どものニーズに就いていた。活動が発展する中で、徐々に福祉関係者とのネットワークも広がっていく。やがて発達障害児が理美容に困っていることが分かり、2010年からスマイルカットへと活動幅が広がっていった。さらに、2014年にはこの部門を「特定非営利活動法人そらいろプロジェクト京都」として法人化も行った。このスマイルカットに寄せられる相談を制度の狭間で起きる福祉ニーズととらえ、もっと社会に広く発信し活動を普遍化するため市民活動としても活動を始めている。

本章ではスマイルカットを利用している子どもたちの事例を紹介し、考察していく。それに伴う倫理的配慮として、写真、事例提供者には研究の趣旨を説明し、個人が特定されないこと、対象者の情報は厳重に管理されることも口頭及び書面で重ねて説明し同意を得た。

2. スマイルカットの活動

スマイルカットとはどのような活動なのか。ここで、詳しく紹介していく。

スマイルカットとは、同法人リーフレットによると「スマイルカット／発達障がい児の中には、理美容室に行けない子どもがたくさんいます。ドライヤーやバリカンの音にパニックを起こしたり、じっと座っていることが苦手だったり、知らないお店に入ることに恐怖を感じる子どももいます。そんな子ども達が、ゆくゆく理美容室で座ってカット出来るようになるため、一人一人の歩みに合わせて練習していきます。現在支援学校・児童館・幼稚園・自宅などの場所で、スマイルカットに取り組んでいます」とされている。

つまり、いきなり理美容店でカットするのではなく、カットできない段階から、少しずつステップアップする期間を設け、理美容店でカットができるようになるよう導く、いわば支援プログラムなのである。なお、同店では、お店でカットできることを1つの目標として捉え、そこが達成できたタイミングを「スマイルカットの卒業」と称している。

活動のきっかけは、ある児童館職員の閃きである。児童館に通っていた発達障害児の保護者がカットに困難を抱えているのを知った職員が、訪問カットを行っ



図5 筆者(赤松)よりスマイルカットを受ける子どもと見守る父親(提供:ピースオブヘアースマイルカット)

ていたピースオブヘアーにコーディネートしたことでスマイルカットは始まった。

これまでの依頼者件数を表6に示した。個人客はのべ291名に及び、施設A～Cは定期的に依頼を入れていることがわかる。施設A～Dは同店最寄りの社会福祉施設や教育機関である。子どもによっては、理美容店には行けなくても、行き慣れている場所でならカットが可能な場合がある。そこで、段階的に関わっていくために、職員や保護者の協力のもと、施設の場所を提供したスマイルカットを定期的に実施している。1回につき、最低でも3名、多いときには10名以上のカットを行う。

個人客（実数）の居住地は京都市内81人、京都府下（京都市を除く）9人、京都府外8人となっており、遠方からも依頼があることがわかる。中には、ホームページでスマイルカットを知った北海道在住の保護者が相談を寄せるケースもあった。保護者にとって、カットを受けてもらえるお店を探すことは大きなニーズであったことが伺える。

そのうち、現在では依頼の約9割以上はカットができる状況に達している。ここでいうカットできるというのは、依頼者宅や施設内でカットができたことも含めている。依頼を受けてからカットできるようになるまでの回数は表7の通りで、保護者や関係者にとって非常に困難と捉えられていたカットが、実は初回から切れる子どもが実に多いという結果であった。このことから、発達障害児の特徴を捉えた対応の仕方如何で、

困難と思われていたことは実は困難ではなく、子どもは理由もなく暴れる存在でも、動き回る存在でもなかったことを示している。

3. スマイルカットの展開過程

では、発達障害児に合ったカットの方法とはどのようなものなのか。現在、スマイルカットの展開は図6のように行っている。

これは、カットにABA（Applied Behavior Analysis）、つまり応用行動分析の手法を取り入れて考案されたものである。応用行動分析とは、スキナーをはじめとする行動主義の考えから生まれたもので、“人間の行動は学習によって獲得されたものであり、不適応な行動は誤った学習の結果として起こる”という考え方に基づいて、自閉症など発達障害児に対し、教育や福祉の現場で取り入れられていることが多い。

発達障害児のカットの相談が入った当初から、このようなプロセスが確立していたわけではない。椅子に座れずすぐに逃げ出してしまう、バリカンの音にパニックになってしまうという失敗が続き、手がかりを求めて試行錯誤の連続であった。そのような中、保護者や福祉関係者からの情報提供を得て、応用行動分析の考え方にたどり着き、実践の積み重ねの末に現在のスタイルが開発された。次に、展開過程を1つずつ解説をしていく。

第1段階の「Welcome Message（ウェルカムメッセージ）」とは、相手の受容を言葉だけではなく表情で伝えるという意味があり、子どもにとって、この第一印象が良いものかどうかで大きく影響する。子どもにわかりやすいよう、理美容師がややオーバーなくらいにこやかな笑顔で接することで、子どもに安心感を与えられる。

第2段階の「見通しを立てる」では、今から何が行われるのかを始まる前にしっかり伝え、不安を取り除くステップである。発達障害児の特徴の1つに、視覚優位がある。視覚優位とは、耳から情報を取り入れるよりも、目で見た情報の方が吸収・取り入れやすいという意味である。視覚優位の子どもの場合は、図7の絵カードでこれから起こる物事の順番を確認したり、図8のタイムタイマーでかかる時間を予め伝えたりする。そうすることで、“限られた時間さえ我慢すればいい”という見通しが立ち、そこまでは椅子に座って

表6 2010年1月～2014年7月までの依頼件数

	個人客	施設A	施設B	施設C	施設D
2010	0	8	0	0	0
2011	0	13	0	0	0
2012	16	16	10	0	8
2013	100	17	38	11	0
2014	175	13	17	15	0
合計	291	67	65	26	8

表7 カットができるまでの回数 (人)

1回	90
2回	2
3回	2
4回	1
切れていない	3

カットクロスを巻き、カットが済むまでじっと我慢してられるようになる。だが、この方法はすべての子どもに有効ではない。子どもによって、第2段階は臨機応変に対応する。例えば、カットクロスを巻いたり髪を切ったりする行動をいきなり子どもにするのではなく、理美容師自らもしくは保護者でモデリング（観察学習）をすることにより見通しを認知してもらう方法もある。これは、社会的学習理論⁴を応用したものである。

第3段階では、応用行動分析における行動契約を行うステップである。つまり、カットをするということに負のイメージを持っている子どもに、例えば「カットができれば好きなチョコレートをあげるよ」と約束を交わすのである。好きなチョコレートがもらえ

ることが強化子⁵となり、それまで苦痛で仕方なかったカットでも、嫌いなカットを我慢して『椅子に座ってカットしてもらう』という行動をすることにより、「好きなチョコレートがもらえる」という行為が導かれる。ただし、この場合「チョコレート」が「カットをしてもらう」という不快刺激を上回る快刺激であることが条件になる。このことは、カットといえばマイナスイメージのゴールでしかなかった子どもに、カットをすることはプラスなのだ、というイメージのゴールに置き替える作業でもある。

留意点は、「チョコレートをあげる」という行動契約は一時的な強化子であり、最終的に「抱きしめる」や「ほめる」と言う社会的な強化子にシフトしていくよう心掛けることが大切である⁶。お菓子がなければ

第1段階 Welcome Message (ウェルカムメッセージ)

子どもが理美容師に初めて出会う場面では、ファーストアプローチの印象が極めて重要。にこやかな笑顔で接することで子どもに安心感を与える。

第2段階 見通しを立てる

今から行うことを伝える（視覚優位な子どもには絵カードやタイムタイマーを使用する）。

カットクロスを巻いたり、髪を切ったりする行動をいきなり子どもにするのではなく、理美容師自らもしくは保護者でモデリング（観察学習）することにより認知させる。カットを構造化する。



図7 スマイルカットで用いる絵カード



図8 タイムタイマー

第3段階 応用行動分析の理論を用いる

カットをすることにマイナスのイメージを持っている子どもに、例えば「カットができれば好きなチョコレートをあげるよ」と約束をする（行動契約をする）。

第4段階 Feedback (フィードバック)

例え最後までカットができなくても、子どもが達成できたポイントを見つけて褒めることにより、カットに対する負のイメージを正のイメージに切り替えていく。

図6 スマイルカットの展開過程

カットできないという状況を継続するのではなく、お菓子がなくてもカットができるように徐々に変化を促していくのも、この段階の大きなポイントである。保護者とは、スマイルカットを始める前に、こうした中長期的な目標に立って進めることを共有し、理解してもらうことも重要である。保護者によっては、お菓子をを用いることに嫌悪を示すケースもみられる。なぜ必要なのかを説明し、むしろ理美容師と協働で子どもをサポートしてもらいたい。

第4段階の「Feedback(フィードバック)」では、カット終了後にカットへのイメージを良いものへ変えていく。例えば最後までカットできなくても、子どもが達成できたポイントを見つけて褒めることにより、カットに対する負のイメージを正のイメージに切り替えていくことが目的である。理美容師からカット終了直後にFeedbackを行うが、自宅へ帰ってからも保護者から再度Feedbackをしてもらうことを依頼し、実践してもらっている。

全般を通して、次の点には注意している。カットをする日に子どもが嫌がったとしたら、無理強いやマイナスである。無理に行くと、怖い不安な記憶がますます子どもをカットから遠ざけることになる。まず、子どもとの関係性を築く。そのためには、付かず離れずの距離感を保ち、恐怖を与えないようにする。そして、子どものペースを尊重する。そのように子どもと向き合い続ける中で、何度目かにはカットができるという結果が伴ってきている。このプロセスは、これまでの実践の結果培われたものであり、今後も微調整を重ねながら進化する余地を残している。

4. 具体的事例

以上がスタンダードな展開過程だが、依頼者一人ひとりの関わる期間やカットを行う拠点が異なっており、発達障害児のカットには柔軟性が大きく求められる。それを具体的事例からみていくこととする。

事例1) T君(男性、11歳、自閉症スペクトラム)

現在A支援学校に通っているT君は、3歳頃に理美容店へ行ったが、多動傾向が強いため椅子に座っていることができずに暴れ、カットができないと断られる。その後3軒店を変えたがどこでも同じ状況になり、全て断られる。それによって母親は自信をなくし「障

害児はカットしてもらえない」と思い、理美容店にT君を連れて行くのをやめた。その後は母親が自宅の風呂場でカットしており、以降の髪型は、ずっとおっぱ頭であった。

2010年、T君が放課後通っていたB児童館でのチャイルドカット講座の際、母親からT君のカットについての相談を受け、同児童館にて練習をすることとなった。

1回目のカットはT君に安心感を与えるため、児童館の先生が2人そばにつき、一緒に椅子に座ったり、合間に絵本の読み聞かせを行った。それでも彼はタオルやカットクロスを巻くことを拒否し、カット中何回も立ち上がって歩き回った。バリカンやドライヤーの音、頭や襟元を触られることを嫌がる様子はなかったことから感覚や聴覚の過敏が原因ではないことが予想された。3回目までは、同じ状況でカットを行った(2か月に1回ペースでカット)。

4回目のカット時に、T君はカレンダーの暗記など数字へのこだわりが強いことがわかり、カット終了時刻を伝え見通しを立てたところ、約束の10分間は立ち上がらずにカットができた。その頃には、タオルやカットクロスを巻くことも理解し、できるようになった。1年後(6回目以降)の夏場は、服の上からさらにカットクロスを巻くと暑いということも経験から理解して、カットクロスを巻く前には自ら服を脱ぎ上半身裸になった。

このことから、カットをする時の手順、終了時刻等の見通しの理解が契機となり、T君のカットへの抵抗が無くなったのがわかる。

そのタイミングで母親に美容室でのカットを勧めるが、かつて断られた経験から「Tがお店に迷惑をかけるはいけないから」と美容室でのカットを拒む。

さらに1年半後の2013年、「他のお客様がいない」という条件でT君を美容室でカットする。店内で落ち着いてカットができたことで母親も自信がつき、次回はお客様がいる営業中にT君のカットを行う。営業中の店内でも椅子に座ってカットする事ができ、2010年のスマイルカット開始から3年後の2013年、ついにT君はスマイルカットを卒業した。

事例2) Y君(男性、7歳、自閉症スペクトラム)

2013年4月、Y君がC園へ通っていた6歳の頃、

テレビで「スマイルカット」が紹介されたのを見た母親から依頼を受け、自宅に訪問する。それまでは、Y君は泣きながら、両親により自宅の風呂場でカットされていた。

1回目は、Y君は見知らぬ人が家にいる事を警戒し、パニックまでは起こらないものの、美容師に一定の距離を保つ。当初は一人遊びをしていたが、恐竜が好きとのことで、一緒に恐竜のおもちゃで遊びだすと、Y君は少しずつ距離を縮めてきた。

自閉症児は一般的に観察行動を取ることが多いため、視覚からの見通しが有効だと判断し、美容師本人の前髪を切り、Y君に見せる。次にY君の前髪を一本だけ許可を得て切る。「痛くない」と理解するY君。カットクロスは拒否したためクロスは巻かず、普段食事の際座る椅子に座り、好きなDVDを見ながらカットをした。Y君は少し違和感を感じたようだが、初回からカットできた。

2回目は、2か月後に実施した。訪問時、笑顔で玄関まで出迎えてくれ、「今からカットする」ことを理解している様子である。カットクロスも巻くことができ、母親から渡された手鏡で自分がカットされている様子を確認している。今自分が何をされているのか、鏡を通して本人の視覚に入れることで安心できる、という事が確認できた。

3回目は、さらに2か月後に、美容室でカットを実施した。Y君は視覚からの見通しが大きいいため、もう少しの間慣れた環境の中（自宅）でカットをすることを勧めたが、母親が「家でカットするものと理解しては困る」との理由から美容室でのカットを希望される。Y君は少し落ち着かない様子であったが、DVDを見ながらカットは無事終了した。母親と事前に約束していた、「カットができれば、ドーナツ屋とハンバーガーショップに行く」が強化子となった。

4回目は、スマイルカット開始から6か月後の2013年10月である。営業中の店内でカットする事ができ、Y君はスマイルカットを卒業した。しかし現在も、一時的な強化子であるはずの「カット後のドーナツとハンバーガー」を辞めて社会的な強化子に移行ができていない。また、他の美容師からのカットはまだ本人が拒絶している。どの美容師でもカットができるようになることも、今後の目標・課題である。

5. 保護者、子どもの反応とこれからの課題

ピースオブヘアでは、2014年8月、スマイルカットを経験した保護者3名にアンケートを依頼し、保護者としてどう思ったかを尋ねた。まずは、保護者自身の意見として、次のようなものがある。

- ・子どもの可能性にびっくりしました。環境さえ整えば、この子たちはもっと成長できるし、自信もつくと再確認しました。
- ・何も分からないまま始めて最初は椅子に座っているのも大変でしたが今では時間を決めると最後まで立つ事もなく終われるようになり家で切る負担もなくなりとても助かっています。
- ・美容室に限らず、初めて何かを経験をさせる時、息子が色々な不安を抱えているのと同じぐらい、親の方も不安でいっぱいです。座れなかったら…、ウロウロしたら…、暴れだしたら…、質問されても答えることができなかつたら…、急に奇妙な言動をしたら…、変な子だと思われたら…、本当は面倒な客だと思われたら…、数えきれない「～したらどうしよう…」を抱えています。髪をカットしてもらえるとこの事はもちろん、それ以前に「大丈夫なので、連れてきて下さい！」と言っていただけ何よりありがたかったです。

このことから、理美容においても子どものさらなる可能性を見出したり、子どもを受け入れる理美容店の存在自体が励ましになっていることがわかる。また、保護者からみた子どもの様子についても、次のような意見を述べている。

- ・きれいな髪型になり、お友達や先生に「かっこいい！」とほめられ、とても嬉しそうにしていました。まだ言葉の理解が未熟で、意味は分かっていたと思いますが、みんなが笑顔で接してくれる喜びは感じていたと思います。
- ・初めてカットした時はまだ喋れませんでした。カットが終わった後ひらがな表で「すっきりした」と指差ししてくれました。
- ・息子はバリカンもドライヤーも、大きな音もへっちゃらですが、自分が納得して気持ちが向かないと行動に移せないタイプです。初めはカットする態勢がとれるかが心配でしたが、上手に誘導してもらい、丁寧に説明してもらいながらでしたので、初回からわりとすんなりカットしてもらえました。行く前は

表8 子ども目線で考察したカットができない原因

・初めての人に対し、不安を感じる。
・慣れない場所に対して、不安を感じる。
・何をされるのか分からない状況に対して、不安を感じる
・感覚が過敏で、ドライヤーやバリカンの音が爆音に聞こえたり、首まわりを触られることに抵抗を感じる。
・見通しが立たず、いつ終わるのか分からない状況に対して不安を感じる。
・自宅でカットされていた際、押さえつけられたり、風呂場で切られるなどの経験から、カットへの負のイメージが植え付けられている。

嫌がりますが、カット後は「チョキチョキしてきたよー」と嬉しそうに帰宅していました。

このことから、子ども自身が、理美容の大きな目的である身だしなみを整えることに満足感を持ち、おしゃれを楽しむことにつながっていることが見て取れる。これは、プロの理美容師がカットをすることによって、これまでにない喜びを感じられ、QOLを高める一助になっている。

表7をみると、これまで対応した子どもの内、3名だけはまだカットできていない。どのような子どもだと切りにくいのか？ その理由をスマイルカットでの経験から考察すると、表8が考えられる。これは理美容師の技術問題を取り上げているのではなく、あくまで子ども目線から考察した原因である。

ここからは、子どもの不安を取り除き、カットをプラスのイメージで認知してもらう関わりを如何に個別に行えるかが鍵であることがわかる。その意味で、スマイルカットの展開過程は1つのアプローチの在り方は示唆している。ただこれまで、多くの子どもに、子どもの好きなお菓子を強化子にすることでカットを可能にしてきたが、それが強化子にならない場合もある。そこにどう応用力を効かすことができるかが重要である。

この他にも、美容師側の抱える悩みとして、言語コミュニケーションが難しい子どもの場合、第1段階で足踏みをしてしまうケースがある。何が強化子になるのか、どのくらい期間が必要なのか、明確な回答が得られないこともあるが、今も試行錯誤しながら、辛抱強くかかわりを続けている。

Ⅲ. 発達障害児のカットがより多くの理美容店で可能となるには

次に、スマイルカットのような実践を全国に広げるためにはどうすればよいか。本章では、そのための考察を試みたい。

1. 潜在化しているニーズの掘り起こし

筆者⁷がスマイルカットを始めた当初、福祉・教育関係者数名に発達障害児のカットについて尋ねたところ、「そう言えばカットはどうしているのだろう。家でカットかなあ」という回答が多数を占めた。理美容店でカットしたい子どもや保護者は、ごく一部の要望と認識しているかのような返答であった。子ども達の身近な存在であるはずの専門職でも、カットへのニーズに気づいていない様子であった。耳鼻科や歯科等の医療面でも同様の課題が起きるため⁸、カットの問題を顕在化することは、優先順位として低くなってしまいうのかもしれない。幼少時の場合、子どもの髪を家庭で切ることは一般的なことで、それが障害児であったとしても比較的簡単で可能であるため、困難と捉える度合いが低かったのかもしれない。

ただ、そのような家庭内で無理に行う期間を続けることで、表8にあるように、無理矢理押さえつけてカットするなど、子どもにとっては恐怖を感じる経験として残ってしまう。その結果、「カットは怖いもの」と子どもに負の記憶を植えつけ、成長の過程で理美容店の利用を考えた時には、既にスムーズな順応が困難になるのではないか。それでは、いつまでもカットに対する抵抗感を持つ子どもが増えるだけではないだろうか。

“カットしてくれる理美容店がないから” “子どもが嫌がるから” 理美容店に行かない、行けないことを当たり前とするのではなく、まずは、普段から理美容店でカットすることこそ当たり前、という認識をまずは周囲の専門職が持ち、当事者、そして理美容師に働きかけることが望まれる。

2. 発達障害児をカットできる理美容師を増やすために

何よりもまず、当事者と関われる機会を増やすことが急務であろう。そして、経験者からの研修機会の増加、養成校のカリキュラムに加えるなど、理美容師側

に対し本テーマについて知る、気づく、学ぶ機会を増やしていきたい。そのためにはコーディネート機能をもった福祉・教育専門職の実践をこの領域でもっと取り組めば活動は広がるだろう。実際に、スマイルカットもそうして始まった。当事者の困りごとをニーズとして顕在化し、必要な社会資源につなぐのはまさにソーシャルワークであり、福祉・教育関係者と理美容師との連携という新たなジャンルを広げていきたい。

3. スマイルカットのような段階的なカットへの理解者を増やす

アンケートから、発達障害児と接点が乏しい理美容師の日常が垣間見れたが、これは、理美容師に限ったことではなく、社会の縮図といえるのではないか。発達障害者支援法の施行は2005年のことで、理解が広く浸透しているとはまだ言い難い。本項では、行政、市民の双方に対して言及していく。

(1) 行政の理解について

発達障害児には、共通した行動特徴がある。主に幼児期には、落ち着きがない、日常生活において特定のものへのこだわりがあり他の子どもと異なる行動をとる。また動作がぎこちなくスムーズさや自然な子どもらしさがない、他の子どもに合わせたりルールを守ることができず集団行動がうまくとれないといったことである。環境の変化にも敏感で、例えば目的地が同じでも、いつもと違う道では向かう事が困難となる事も度々ある。

理美容の場面でも、「カットをする」という行為以前の段階で、理美容店内に入ることが出来ない子どももいる。いきなり美容室という知らない場所で知らない人がハサミを持って現れる状況では落ち着かず、カットが出来ない結果となる。

子どもが安心感を得るためには、自宅でのカットが1番だが、保護者には「自宅がカットする場所」という認識を植えつけたくないとの声もある。スマイルカットを利用するある保護者は、「親の方が子どもより先に死ぬ。自分が死ぬまでにこの子が出来ることをひとつでも増やしてあげたい」と述べている。自分が死んだ後の子どもの生活を考えると不安になる。出来ることを1つでも多くしていきたい。理美容店でのカットもその一つなのである。筆者は、こうした保護

者の要望を受け、段階的にカットができるようになってもらうため、普段行き慣れた学校や児童館でカットをする訓練からスタートさせたのである。

しかし、ここで問題の一つとなるのが理美容師法の条文であった。同法では、障害者に対しての出張カットは許されているものの、あくまで自宅への訪問に限定されている。学校や児童館での出張カットは、法律に抵触する恐れがある。もちろん環境の変化に対応が難しい発達障害の特性を理解できる者からみれば違法行為とは言いがたいが、この特性に理解がない者からみれば違法行為と捉えられかねない。これでは、志のある理美容師の背中を押すことができず、大きなバリアになってしまう。そこでピースオブヘアーは2013年10月より京都府健康福祉部生活衛生課と協議を重ね、2014年8月、図9のように、ようやく「知事の特例」の告示に至った。

従来からの法律は新たな実践を妨げる可能性を含んでいたことから、京都府が本テーマを受け止め、その発展のために環境整備に取り組んだことの波及効果は大きい。京都府にとどまらず、2014年9月10日以降は京都市とも協議が始まる。この特例が一部の地域に適用されるだけでは効果は薄い。理美容師法は1947年に成立した法律で、その当時、発達障害者支援法は存在しておらず、発達障害の概念もなかった。しかし時代の要請に合わせ、ゆくゆくは改正もしくは法律の緩和措置が必要であると考えられる。

(2) 理美容店への支援

また、理美容店へは主に2つの支援が望まれる。1点目は、前述したように発達障害児とその保護者との接点を増やす、スマイルカットの技術研修の機会を増やす等である。2点目は、経営面のバックアップである。でなければ「障害に理解のある店舗だけの限られた実践」で終わる可能性があるという点も指摘しておきたい。

理美容店にとって、カットが出来る子どもに対して対価を得る事は妥当であるが、カットが出来なかった子どもに対して対価を払ってもらうのはとても難しいことだ。応用行動分析を用いてスモールステップでゆくゆくカットができるようになれば、その準備期間は先行投資とも捉えられるが、その技術が熟練するためには当然時間がかかる。

【美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例】

平成 12 年 3 月 28 日

京都府条例第 7 号

(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第 2 条 美容師法施行令第 4 条第 3 号に規定する美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設に入所している者に対して美容を行う場合
- (2) 演芸等を行う者に対してその演芸等の直前に美容を行う場合
- (3) 災害により避難している者に対して美容を行う場合
- (4) その他知事が特に必要と認める場合

京都府公告第 470 号

美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例（平成 12 年京都府条例第 7 号）第 2 条第 4 号に規定する知事が特に必要と認める場合は、次のとおりとする。

平成 26 年 8 月 26 日

京都府知事 山田 啓二

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、その障害により美容所において美容を受けることが困難なものに対して、その者の障害に応じた場所で美容を行う場合

図 9 知事の特例

近年、美容室は増加傾向にあるが、売上高は低価格美容室の台頭や店舗間の競争激化による施術単価の減少傾向に歯止めが掛かっておらず、今後も緩やかな縮小傾向が続くと見込まれている。理容室は近年若年男性の美容室へのシフトが続いており、新規ユーザーの獲得が困難であると共に、低価格チェーンについては水回りの設備投資が最低限に留まっていることから出店がしやすく店舗数の増加傾向は依然としてあり、これによる施術単価の低下はより進むことが見込まれている。売上高についても減少傾向に歯止めが掛からないことも見込まれている¹⁰。このことから、熾烈な競争の中にある理美容店において、通常より時間を要する可能性が高い発達障害児のカットに踏み込むことで、経営上のリスクを伴う。そのリスクが軽減されれば、また一つ、理美容店が挑戦できる環境整備につながるだろう。理美容店の視点に立てば、経営面で採算が採れる事業でなければ、広がりは見込めないのである。

(3) 保護者とのかわり

表 8 で述べたように、子どもにとって幼い頃の恐怖体験が、店舗でのカットを拒否する原因の 1 つとなっている。一旦カットを拒否する状態になると、後から元の状態を取り戻すのは至極困難である。店舗と本人の関わりは、カットの予約が入る時だけだ。いわば「点」の関わりに過ぎないため、理美容師と本人との関係性をその場で構築していくのは非常に難しい。スマイルカットをよりスムーズに行うためには、「面」の関わりをしている保護者には、決して押さえつけたり叱ったりというカットではなく、本人が納得してカットが出来るという環境を模索し、築いていってもらいたい。それは、ゆくゆくは理美容店でのカットにつながる導入になるのである。

またもう一つ大事な点は、子どもに対して、虚偽の発言をしないということである。保護者は、“予約時間に間に合わない。美容室に迷惑をかけるから”と、嫌がる子どもに「今日はカットしなくていいから」と言って連れてくる場合がある。子どもは「カットしな

くていい」という行動契約¹¹のもと美容室に行く。そのことを知らない美容師がハサミを持って現れたら子どもにとっては「裏切られた」となる。これは悪循環を招く恐れがある。あくまで目的は、美容室に連れて行くことではなく、本人が納得してカットできるようになることである。その点の理解を、美容師と保護者間で共有し、信頼関係のもと互いが連携すること、相互のコミュニケーションが大変重要なのである。

以上が、スマイルカットに携わる一部の理美容師のみならず、全国の理美容師と当事者、関係者が力を合わせて取り組んでいくべき課題である。

(4) 市民の理解

スマイルカットを実施していて強く感じることは、理美容師としてカット技術や障害の知識だけが必要なのではなく、それ以上に、障害を持つ子ども達を受け入れる社会のキャパシティを増やす事が大切だという事である。「障害者とどう関わっていいのか分からない」「知識のない人間が障害者と関わるのは失礼ではないか」との声はアンケートでも見て取れた。

しかし全国どこでも、スマイルカットで子ども一人ひとりに合った関わりが出来れば、子ども達が出てくることの可能性は一気に高まる。“店でカットが出来ない”と言われた子どもが、関わり次第で、すぐ一人で座ってカットできるということもある。

だが、おそらく、これはカットに限ったことではない。社会の多様な分野においても、専門職が特徴をつかんだ正しい理解のもと障害児と関わる事ができれば、子ども達のあらゆる可能性の幅がもっと広がる。ソーシャルインクルージョンが叫ばれる今、理美容師という1領域の専門職のみならず、理解者の裾野を広げていくことも極めて重要な課題の1つである。

VI. おわりに

以上、本稿ではピースオブヘアーが行うスマイルカットに着目し、そこから発達障害児をめぐる理美容の在り方について論じてきた。

障害の有無に拘らず、誰もが暮らしやすい社会を創るための概念として、バリアフリーやノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョンなどが知られている。しかし、それらは例えば戦前からあったのでは

ない。戦後社会福祉の枠組みや、国内外の当事者や関係者の運動等により、ようやく市民権を得た言葉である。かつて、建物に段差や階段があれば「車椅子では無理だ」と諦めるのが『一般的な考え』である時代もあった。しかし現在では、段差や階段があれば「ここはバリアフリーであるべきなのでは？」と問題視され、車椅子を利用する人が自由に行動のできるようにすることが『一般的な考え』に変化した。前述のとおり発達障害者支援法は2005年に施行され、まだ歴史が浅い。その意味では、発達障害の特性など、まだまだ理解されていないことが多いため、数多の誤解や偏見が存在するのではないだろうか。

理美容の現場でも同じことが言える。暴れる子どもに対して危険性の観点からカットを拒否する、反対に押さえつけて無理にカットを行う。一見危険を回避したこれらが正しい行動に映るのは、今の時代を反映しているのかもしれない。

数年後、数十年後には、発達障害に対する理解が今より格段に進歩し広まっているであろう。そうなった時にも、理美容師が断ったり押さえつけてカットしているとすれば、残念でならない。

スマイルカットの実践からは、現在でも、断られたり無理矢理押さえつけられカットされている子ども達であったとしても、適した手順で、本人が見通しを理解できれば、笑顔でカットを受けることが可能な子ども達も多数いる。そうすることで子ども達は「カットが気持ちいい」と感じる事ができる。子ども達にも、その気持ちよさを感じる権利がある。理美容師側に少しの理解と配慮があれば、そして理美容師をサポートする社会環境があれば、「カットは怖い」から「カットは気持ちいい」に子ども達の感覚を変え、生活の満足度を向上させることが可能となる。「子どもが笑って、保護者も笑って、理美容師も笑う」という姿を目指しているのが、スマイルカットである。

今後、多くの理美容師、当事者、関係者、そして一般市民の理解を得て、「スマイルカット」が広く展開されていくよう願ってやまない。

注

- 1 京都市伏見区にて美容室「Peace of Hair (ピースオブヘアー)」のオーナーとして経営に携わる傍ら、

2010年より発達障害児のためのヘアカット「スマイルカット」を立ち上げ、これまでのべ457件もの発達障害児のカットに従事する。発達障害児の親の会、理美容師、福祉専門職のネットワークを生かし、2014年4月に「特定非営利活動法人そらいろプロジェクト京都」を設立、市民活動の側面からも、発達障害児支援に携わる。

- 2 厚生労働省「平成24年度衛生行政報告例」による。
- 3 発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。
- 4 社会的学習とは、社会的行動を学習するという意味に加え、社会の場でなされる学習の方法も意味し、社会の場でなされる学習とは、例えば、対人相互行動の中で、他者の行動を真似したり観察したりすることによって、行動を獲得、修正、除去することにあたる。もともとは、他者の行動を模倣し、その模倣に対して学習者が直接強化される模倣条件付けの過程を指していたが、1960年代以降、バンデューラ.A.による「社会的学習理論」の再定義づけが行われた。バンデューラの理論により、学習者に直接強化がなされなくても、他者が強化されているのを観察するだけで、他者の行動が学習される「観察学習」「モデリング」の過程を指すようになった。
- 5 ある行動が行動の生起に後続する結果事象によって強められるプロセスのことを、応用行動分析において強化といい、その際の望ましい結果を強化子という。
- 6 応用行動分析において「正のフィードバック」という。
- 7 赤松を指す。
- 8 全国LD親の会（2007）『発達障害者支援法の見直しにあたって 全国LD親の会の保護者・本人の声—発達障害者支援法施行後も何に困っているのか？ どんなサポートがほしいか？—』
- 9 友久久雄編著（2005）『特別支援教育のための発達障害入門—LD、ADHD、高機能自閉症—』ミネルヴァ書房、pp.177
- 10 富士経済グループ（2012）「美容室・理容室市場の実態と展望」『富士経済マーケティングレポート

化粧品トイレットリーシリーズ通巻269号』pp.28

- 11 応用行動分析において「行動をマネジメントするために他者と結ぶ約束で、標的行動と実行期限、約束を守ったときと破ったときの結果を明記する方法」のことを指す。

引用参考文献

- 佐久間徹（2013）『広汎性発達障害児への応用行動分析（フリーオペラント法）』二瓶社。
- 佐久間徹、谷晋二、大野裕史（2004）『はじめての応用行動分析——日本語版第2版——』二瓶社
- 友久久雄編著（2005）『特別支援教育のための発達障害入門—LD、ADHD、高機能自閉症—』ミネルヴァ書房。
- 服巻繁、島宗理（2005）『対人支援の行動分析学——看護・福祉職をめざす人のABA入門』ふくろう出版。
- 富士経済グループ（2012）「美容室・理容室市場の実態と展望」『富士経済マーケティングレポート 化粧品トイレットリーシリーズ通巻269号』。
- 村井義昭他（2000）「国立療養所重症指針障害児（者）病棟における理容・美容——生活的ケアの支援から——」『日本重症心身障害学学会誌25巻3号』日本重症心身障害学学会
- 行動分析学用語集（http://www.naruto-u.ac.jp/~rcse/s_baterms.html）20140914取得

追記

本稿の執筆に際し、ピースオブヘアーのスタイリストの皆様、赤松が講師を務めた講座参加者の皆様、スマイルカットを利用されている子ども達・保護者の皆様および施設職員の皆様、スマイルカットを育てていただいた関係各位に心から感謝申し上げます。

